

■ 参加資格要件

(1) 用語の定義

- 単独企業 : 本業務に単独で応募する企業等をいう。
- 応募グループ : 本業務に複数の企業等で構成して応募する団体をいう。
- 代表企業 : 応募グループを構成する企業等のうち、当該応募グループを代表する企業等をいう。
- 構成企業 : 応募グループを構成する企業等のうち、代表企業以外の企業等をいう。
- 優先交渉権者 : 市による選定の結果、本事業を委託する相手方として選定した単独企業又は応募グループをいう。
- 事業者 : 市と本業務の委託契約を締結し、本事業を遂行する単独企業又は共同企業体をいう。
- 共同企業体 : 応募グループとして応募した複数の企業等が共同で受託する事業組織体をいう。

(2) 参加者の構成等

- ① 応募の形態は、単独企業による応募又は応募グループ（構成企業数の上限は任意とするが、本業務の実施に関して構成企業はそれぞれ適切な役割を担うこと。）による応募のいずれも可とする。なお、応募グループを優先交渉権者として決定した場合、委託時には共同企業体として業務を行うこととして応募すること。
- ② 応募グループで応募する場合は、代表企業1社を定めることとする。
- ③ 代表企業は、本業務の応募から委託契約の締結に至る手続きを代表して行う。構成企業が、代表者の代わりに手続きを行うことはできない。
- ④ 一つの企業が重複して異なる応募グループ、または、単独企業と他の応募グループの構成企業として応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が代表企業又は構成企業となっている応募グループの応募は無効とする。
- ⑤ 異なる応募グループの構成企業間、又、単独企業と他の応募グループの構成企業の間以下に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。以下同じ。）である場合を除く。

- a. 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a. 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている場合

b. 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記の(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ⑥ 本業務に係る参加資格確認のための申請書類（以下「参加資格確認申請書」という。）提出後から優先交渉権者との委託契約締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、構成企業が参加資格要件を欠くに至った場合には、担う予定であった業務について新たに資格要件を満たす企業がこれに代わることであり、市がやむを得ないと認めた場合に限り、これを認める。

(3) 参加者の参加資格要件

次の項目のうち、①から⑨までの要件は、単独企業、代表企業及び全ての構成企業が満たさなければならない。また、⑩から⑬の要件は、代表者が単独企業の場合は単独企業が、応募グループの場合は代表企業又は構成企業のうち1者以上が満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 本店の所在地において国税、地方税その他の公租公課を対応していないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者でないこと。ただし、裁判所からの再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。
- ④ 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ⑥ 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止を受けていないこと。
- ⑦ 破産法（昭和16年法律第75号）第30条の規定による破産手続開始の決定がなされていないこと。
- ⑧ 会社法（平成17年法律第86号）第514条の規定による特別清算開始の命令がなされていないこと。

- ⑨ 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑩ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の汚泥収集運搬業許可を有していること。
- ⑪ 維持管理業務について、下水道管路等の点検、調査、清掃及び緊急対応業務について同種業務の実績があること。
- ⑫ 緊急対応を要する場合は迅速かつ確実に現場に到達できること。
- ⑬ 計画策定業務について、ストックマネジメント計画策定業務（管路施設および処理場ポンプ場）の実績があること。